

重要事項説明書

(訪問看護)

(医療保険)

事業者：訪問看護ステーションなごみ

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションなごみ
所在地	三重県伊勢市宮町2丁目4-14
連絡先	0596-65-5031
管理者名	石井 志伸
サービス種類	訪問看護ステーション
訪問看護ステーションコード	0890193
サービス提供地域	伊勢市、鳥羽市、度会町、玉城町、明和町、多気町、志摩市、南伊勢町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前8:30～午後5:30
定休日	土曜日 日曜日 年末年始(12月29日～1月3日)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師兼務	1名	名	1名
看護師	看護師・准看護師	6名	4名	9名
理学療法士	理学療法士	4名	0名	4名
事務員		2名	2名	4名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：0596-65-5031

担当者：石井 志伸 携帯電話：080-4867-7672

受付時間：午前8:30～午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

特定非営利活動法人なごみが開設する訪問看護ステーションなごみ(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(2) 運営方針

1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 利用料金

(1) 訪問看護基本療養費・管理療養費（1日あたり）

令和6年6月1日現在

項目			料金	利用者負担		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで		5 5 5 0円	5 5 5円	1 1 1 0円	1 6 6 5円
	(准看護師)		5 0 5 0円	5 0 5円	1 0 1 0円	1 5 1 5円
	週4日以降		6 5 5 0円	6 5 5円	1 3 1 0円	1 9 6 5円
	(准看護師)		6 0 5 0円	6 0 5円	1 2 1 0円	1 8 1 5円
	週3日まで (理学療法士)		5 5 5 0円	5 5 5円	1 1 1 0円	1 6 6 5円
	週4日以降		5 5 5 0円	5 5 5円	1 1 1 0円	1 6 6 5円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3日まで		2 7 8 0円	2 7 8円	5 5 6円	8 3 4円
	(准看護師)		2 5 3 0円	2 5 3円	5 0 6円	7 5 9円
	週4日以降		3 2 8 0円	3 2 8円	6 5 6円	9 8 4円
	(准看護師)		3 0 3 0円	3 0 3円	6 0 6円	9 0 9円
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊時における訪問)	1日につき		8 5 0 0円	8 5 0円	1 7 0 0円	2 5 5 0円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	30分以上 (准)	5 5 5 0円	5 5 5円	1 1 1 0円	1 6 6 5円
			5 0 5 0円	5 0 5円	1 0 1 0円	1 5 1 5円
		30分未満 (准)	4 2 5 0円	4 2 5円	8 5 0円	1 2 7 5円
			3 8 7 0円	3 8 7円	7 7 4円	1 1 6 1円
	週4日以降	30分以上 (准)	6 5 5 0円	6 5 5円	1 3 1 0円	1 9 6 5円
			6 0 5 0円	6 0 5円	1 2 1 0円	1 8 1 5円
		30分未満 (准)	5 1 0 0円	5 1 0円	1 0 2 0円	1 5 3 0円
			4 7 2 0円	4 7 2円	9 4 4円	1 4 1 6円
精神科訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3日まで	30分以上 (准)	4 3 0 0円	4 3 0円	8 6 0円	1 2 9 0円
			3 8 0 0円	3 8 0円	7 6 0円	1 1 4 0円
		30分未満 (准)	3 3 0 0円	3 3 0円	6 6 0円	9 9 0円
			2 9 1 0円	2 9 1円	5 8 2円	8 7 3円
	週4日以降	30分以上 (准)	5 3 0 0円	5 3 0円	1 0 6 0円	1 5 9 0円
			4 8 0 0円	4 8 0円	9 6 0円	1 4 4 0円
		30分未満 (准)	4 0 6 0円	4 0 6円	8 1 2円	1 2 1 8円
			3 6 7 0円	3 6 7円	7 3 4円	1 1 0 1円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (入院中の外泊時における訪問)	入院中1限り 入院中2回算定可		8 5 0 0円	8 5 0円	1 7 0 0円	2 5 5 0円
訪問看護管理療養費 ※(イ)か(ロ)どちらか	月の初日		7 6 7 0円	7 6 7円	1 5 3 4円	2 3 0 1円
	月の2日目以降 イ(1日につき)		3 0 0 0円	3 0 0円	6 0 0円	9 0 0円
	月の2日目以降 ロ(1日につき)		2 5 0 0円	2 5 0円	5 0 0円	7 5 0円

○加算

項目		料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
難病等複数訪問看護加算 ※厚生労働大臣が定める疾患＋特別訪問看護指示書期間	2回／日 訪問	4 5 0 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円	1 3 5 0 円
	3回／日 訪問	8 0 0 0 円	8 0 0 円	1 6 0 0 円	2 4 0 0 円
緊急訪問看護加算（イ） ※主治医の指示により緊急訪問を行った場合（月 14 日目まで）	1 日あたり	2 6 5 0 円	2 6 5 円	5 3 0 円	7 9 5 円
緊急訪問看護加算（ロ） ※主治医の指示により緊急訪問を行った場合（月 15 日目以降）	1 日あたり	2 0 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
精神科緊急訪問看護加算（イ） ※主治医の指示により緊急訪問を行った場合（月 14 日目まで）	1 日あたり	2 6 5 0 円	2 6 5 円	5 3 0 円	7 9 5 円
精神科緊急訪問看護加算（ロ） ※主治医の指示により緊急訪問を行った場合（月 14 日目まで）	1 日あたり	2 0 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
長時間訪問看護加算 （90分を超える訪問） ※特別管理加算、特別訪問看護指示書期間の対象者のみ	1 日／週	5 2 0 0 円	5 2 0 円	1 0 4 0 円	1 5 6 0 円
長時間精神科訪問看護加算 （90分を超える訪問）	1 日／週	5 2 0 0 円	5 2 0 円	1 0 4 0 円	1 5 6 0 円
	①看護師 2 人	4 5 0 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円	1 3 5 0 円
	②看護師と准看護師	3 8 0 0 円	3 8 0 円	7 6 0 円	1 1 4 0 円
	③看護職員と看護補助者	3 0 0 0 円	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円
	1 日に 2 回	6 0 0 0 円	6 0 0 円	1 2 0 0 円	1 8 0 0 円
複数名訪問看護加算 ①②は週 1 回 ③は週 3～7 日まで ※条件により異なる	1 日に 3 回以上	1 0 0 0 0 円	1 0 0 0 円	2 0 0 0 円	3 0 0 0 円
	①看護師 2 人	1 日に 1 回	4 5 0 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円
		1 日に 2 回	9 0 0 0 円	9 0 0 円	1 8 0 0 円
		1 日に 3 回以上	1 4 5 0 0 円	1 4 5 0 円	2 9 0 0 円
	②看護師 と准看護 師	1 日に 1 回	3 8 0 0 円	3 8 0 円	7 6 0 円
		1 日に 2 回	7 6 0 0 円	7 6 0 円	1 5 2 0 円
		1 日に 3 回以上	1 2 4 0 0 円	1 2 4 0 円	2 4 8 0 円
	③看護職員と看護補助者 週 1 回を限度		3 0 0 0 円	3 0 0 円	6 0 0 円
	④退院時共同加算 ※入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合		8 0 0 0 円	8 0 0 円	1 6 0 0 円
	⑤特別管理指導加算 ※退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行った場合		2 0 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	⑥退院支援指導加算 ※退院日、在宅での療養上必要な指導を行った場合		6 0 0 0 円	6 0 0 円	1 2 0 0 円

在宅患者連携指導加算 ※他の保健医療機関と月2回以上 文章等で連携や指導を行った場合	1回あたり (月1回まで)	3000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急等カンファレンス加算 ※治療方針の変更に伴い主治医開催によるカンファレンス実施時	1回あたり (月2回まで)	2000円	200円	400円	600円
24時間対応体制加算(イ) ※24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	1月あたり	6800円	680円	1360円	2040円
24時間対応体制加算(ロ) ※上記(イ)以外の場合	1月あたり	6520円	652円	1304円	1956円
特別管理加算 ※厚生労働大臣が定める状態にある場合	1月あたり	2500円	250円	500円	750円
	(重症度が高い) 1月	5000円	500円	1000円	1500円
夜間・早朝訪問看護加算 夜18時～22時／ 早朝6時～8時	1回につき	2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 22時～6時	1回につき	4200円	420円	840円	1260円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月1回	25000円	2500円	5000円	7500円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月1回	10000円	1000円	2000円	3000円
精神科重症患者支援管理連携加算 イ	1月あたり	8400円	840円	1680円	2520円
精神科重症患者支援管理連携加算 ロ	1月あたり	5800円	580円	1160円	1740円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ※オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供する	月1回 所定額に加算	50円	5円	10円	15円

保険適用外

○その他利用料

死後の処置料	22000円(税込)
キャンセル料	サービス提供前日までにご連絡いただいた場合、無料。 サービス提供当日の場合、利用料金の100% 但し、体調不良など、ご利用者の急変があった場合は、この限りではない。

※キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	実施地域を超えた地点から1kmあたり	30円
-------	--------------------	-----

(3) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、月末までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	TEL
緊急連絡先	氏 名	様 (続柄 :)
	連 絡 先	TEL
	氏 名	様 (続柄 :)
	連 絡 先	TEL
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		体調の変化がみられた場合
オンコール用携帯電話 (夜間早朝等の緊急時)		

7 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	三重県伊勢市宮町2丁目4-14 TEL: 0596-65-5031 FAX: 0596-65-5032	
三重県国民健康保険団体連合会	三重県津市桜橋2丁目96番地	TEL: 059-222-4165
		FAX: 059-222-4166
社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 運営適正化委員会	三重県津市桜橋2丁目131	TEL: 059-222-8111
		FAX: 059-213-1222
伊勢市役所健康福祉部医療保険課 国民健康保険料係・後期高齢者	伊勢市岩淵1丁目7番29号	TEL: 0596-21-5550
		TEL: 0596-21-5552
度会町役場長寿福祉課地域福祉係	度会郡度会町棚橋1215番地1	TEL: 0596-62-1186
		FAX: 0596-62-0054
玉城町役場保健福祉課	度会郡玉城町田丸114-2	TEL: 0596-58-8203
		FAX: 0596-58-4494
明和町役場健康	多気郡明和町大字馬之上945番地	TEL: 0596-63-5461
		FAX: 0596-52-7137
多気町役場町	多気郡多気町相可1600番地	TEL: 0598-38-1113
		FAX: 0598-38-1140
志摩市役所保険年金課	志摩市阿児町鵜方3098-22	TEL: 0599-44-0001
		FAX: 0599-44-5252
鳥羽市役所市民課保険年金係	鳥羽市大東町2番5号	TEL: 0599-25-1148
		FAX: 0599-25-1154
南伊勢町役場税務住民課国保医療係	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地	TEL: 0596-66-1708
		FAX: 0599-66-1113

8 業務継続計画の策定

本事業は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、従業員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

10 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

11 身体拘束に関する事項

- ①利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ②身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

12 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

【事業所の概要】

法人名 特定非営利活動法人なごみ
従業員数 10名
事業所設立 令和3年4月1日
所在地 〒516-0053 三重県伊勢市中須町826番地2
代表者 理事長 吉岡貴志

【事業内容】

訪問看護ステーション

【法人】

住 所：三重県伊勢市中須町826番地2
法人名：特定非営利活動法人なごみ
代表者：吉岡 貴志

【事業所】

住 所：三重県伊勢市宮町2丁目4-14
事業所名：訪問看護ステーションなごみ

担当者 石井 志伸 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所

氏 名 _____ ⑩

【代理人】住 所

氏 名 _____ ⑩ (続柄)

署名代行理由：